

産業文化センター条例（昭和59年岩手県条例第45号）第6条第3項の規定により、岩手産業文化センターの利用料金を次のとおり承認した。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 表1に掲げる金額（附属の設備を使用する場合にあっては、同表に掲げる額に表2に掲げる額を加算した額）

表1 施設の利用料金

1 催事場（アリーナに限る。）、附属展示場及び屋外展示場

区 分				普通利用料金						特別利用料金
				9時から 13時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで	
アリーナ	展示会、見本市、共進会、品評会、興行その他の催しに使用する場合	土曜日及び休日	1階及び2階を使用	円 279,800	円 303,900	円 381,200	円 506,800	円 685,100	円 887,600	1 付加利用料金 入場料を徴収する場合は、1日までごとに1日の最高入場料（アリーナ、附属展示場又は屋外展示場ごとに入場料を徴収する場合は、それぞれの施設ごとの最高入場料）の50人分に相当する額 2 電気料及び暖房料 (1) 電気料 機械又は器具を設置して電気を使用する場合は冷房若しくは暖房を使用する場合にあっては、1kwhまでご
			1階のみ使用	229,500	249,200	312,600	415,600	561,800	727,900	
		その他の日	1階及び2階を使用	232,700	253,300	326,700	421,600	570,500	739,200	
			1階のみ使用	190,900	207,800	267,900	345,800	467,900	606,200	
	アマチュアスポーツ、サークル活動又はレクリエーションに使用する場合	土曜日及び休日		79,600	86,900	108,600	144,900	195,300	253,300	
		その他の日		66,300	72,400	90,500	120,600	162,700	211,000	
附属展示場		土曜日及び休日		52,300	58,400	72,600	97,600	130,900	170,200	
		その他の日		44,000	48,800	60,800	80,900	109,500	141,700	
屋外展示場	第1屋外展示場	土曜日及び休日（0.5ヘクタールまでごとに）		23,800	25,500	32,200	42,800	57,600	75,000	
		その他の日（0.5ヘクタールまでごとに）		19,600	21,400	26,800	35,600	48,200	62,400	
	第2屋外展示場	土曜日及び休日（0.5ヘクタールまでごとに）		10,800	11,800	14,700	19,600	26,500	34,300	

									とに30円 (2) 暖房料 暖房を使用する期間においては、実費を基準として知事が定める額
	その他の日 (0.5ヘクタールまでごと)	9,200	9,800	12,400	16,400	22,200	28,800		

備考1 「休日」とは、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から31日までの日並びに1月2日及び3日をいう。

- 2 「入場料」とは、会費その他名称のいかんを問わず、その催しにつき入場の対価として徴収する金銭をいう。
- 3 専ら準備、撤去若しくは練習のために使用し、又は後刻の催しのために使用する場合は普通利用料金の額は、この表に掲げる普通利用料金の額の70パーセントに相当する額とする。
- 4 9時前に使用する場合は、又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合は、その使用時間1時間につき、9時前及び9時から13時までのときは9時から13時までの、13時から17時までのときは13時から17時までの、17時から21時まで及び21時後のときは17時から21時までの利用料金の額の時間割計算による額の120パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。
- 5 附属展示場について、その面積の2分の1のみを使用する場合は普通利用料金の額は、この表に掲げる普通利用料金の額の50パーセントに相当する額とする。
- 6 連続する3日以上期間、アリーナを使用する場合（備考7の場合に該当する場合を除く。）にあつては、3日目以降のアリーナの普通利用料金の額は、この表に掲げる普通利用料金の額の80パーセントに相当する額とする。
- 7 次のいずれにも該当する催しであると指定管理者が認めるものに使用する場合は普通利用料金の額は、この表に掲げる普通利用料金の額の80パーセントに相当する額とする。
 - (1) 教育、学術及び文化の振興を図るための催しであつて、営利を目的としないものであること。
 - (2) 催しの参加者の半数以上が、児童、生徒又は学生であること。
- 8 この表により算出した利用料金の額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

2 催事場（アリーナ及び会議室を除く。）

区 分	普通利用料金						特別利用料金
	9時から13時まで	13時から17時まで	17時から21時まで	9時から17時まで	13時から21時まで	9時から21時まで	
主催者事務室	円 1,070	円 1,190	円 1,550	円 2,010	円 2,740	円 3,570	電気料 エアコンディショナーを使用する場合（主催者事務室、第1主催者控室、第2主催者控室及
第1主催者控室	1,070	1,190	1,550	2,010	2,740	3,570	
第2主催者控室	1,070	1,190	1,550	2,010	2,740	3,570	
第3主催者控室	3,330	3,570	4,520	6,080	8,090	10,600	
第4主催者控室	360	460	600	710	1,070	1,310	
第1ロッカー室	1,070	1,190	1,430	1,900	2,620	3,330	

第2ロッカー室	1,070	1,190	1,430	1,900	2,620	3,330	び第3主催者控室に限る。)においては、実費を基準として知事が定める額
第1シャワー室	460	460	600	820	1,070	1,430	
第2シャワー室	460	460	600	820	1,070	1,430	
特別室	1時間までごとに2,360円						

備考1 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合にあっては、その使用時間1時間につき、9時前及び9時から13時までのときは9時から13時までの、13時から17時までのときは13時から17時までの、17時から21時まで及び21時後のときは17時から21時までの普通利用料金の額の時間割計算による額の120パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

2 アリーナを展示会、見本市、共進会、品評会、興行その他の催しに使用する場合における主催者事務室の普通利用料金は、無料とする。

3 次のいずれにも該当する催しであると指定管理者が認めるものに使用する場合における普通利用料金の額は、この表に掲げる普通利用料金の額の80パーセントに相当する額とする。

(1) 教育、学術及び文化の振興を図るための催しであって、営利を目的としないものであること。

(2) 催しの参加者の半数以上が、児童、生徒又は学生であること。

4 この表により算出した普通利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 催事場（会議室に限る。）及び会議場

区 分		普通利用料金						特別利用料金
		9時から 13時まで	13時から 17時まで	17時から 21時まで	9時から 17時まで	13時から 21時まで	9時から 21時まで	
催事 場	A会議室	円 7,260	円 7,980	円 9,880	円 13,210	円 17,860	円 23,100	電気料 機械若しくは器具を 設置して電気を使用す る場合（第3会議室、 第4会議室及び第5会 議室に限る。）又はエ アコンディショナーを 使用する場合（A会議 室及びB会議室に限る 。）においては、実費 を基準として知事が定 める額
	B会議室	4,410	4,770	5,960	7,980	10,710	13,940	
	C会議室	970	970	1,310	1,660	2,250	2,970	
会議 場	特別会議室	15,560	16,970	21,220	28,290	38,200	49,500	
	第1会議室	5,980	6,530	8,150	10,870	14,680	19,020	
	第2会議室	7,980	8,700	10,880	14,510	19,570	25,380	
	第3会議室	14,960	16,300	20,400	27,190	36,710	47,590	
	第4会議室	29,900	32,630	40,800	54,390	73,430	95,170	
	第5会議室	14,960	16,300	20,400	27,190	36,710	47,590	
	第6会議室	7,980	8,700	10,880	14,510	19,570	25,380	
	第7会議室	8,970	9,790	12,230	16,290	22,010	28,530	
	第8会議室	15,960	17,400	21,760	29,010	39,180	50,770	
	第9会議室	29,900	32,630	40,800	54,390	73,430	95,170	
第10会議室	17,940	19,570	24,470	32,630	44,060	57,110		
	特別室	1時間までごとに2,360円						

備考1 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された使用時間を超えて使用する場合にあっては、その使用時間1時間につき、9時前及び9時から13時までのときは9時から13時までの、13時から17時までのときは13時から17時までの、17時から21時まで及び21時後のときは17時から21時までの普通利用料金の額の時間割計算による額の120パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

割計算による額の120パーセントに相当する額を加算した額とする。この場合において、1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

2 次のいずれにも該当する催しであると指定管理者が認めるものに使用する場合における普通利用料金の額は、この表に掲げる普通利用料金の額の80パーセントに相当する額とする。

(1) 教育、学術及び文化の振興を図るための催しであって、営利を目的としないものであること。

(2) 催しの参加者の半数以上が、児童、生徒又は学生であること。

3 この表により算出した普通利用料金の額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

表2 附属の設備の利用料金

区 分		単 位	利用料金 (1回につき)	備 考	
催 事 場	舞 台 設 備	せり上げ舞台	1 式	円 11,890	
		演台	1 卓	530	花台を含む。
		舞台用幕	1 式	5,950	
	音 響 設 備	放送設備	1 式	3,800	20チャンネル音響調整ワゴン及びマイク クロホン1本付き
		演奏ワゴン	1 式	2,150	
		レコードプレーヤー	1 台	900	
		コンパクトディスクプレーヤー	1 台	900	
		ミニディスクプレーヤー	1 台	900	
		カセットテープレコーダー	1 台	900	
		デジタルテープレコーダー	1 台	900	
		はね返りスピーカー	1 組	650	
		マイクロホン	1 本	530	
	携帯用拡声器	1 式	710		
	照 明 設 備	フットライト	1 列	650	
		アッパーホリゾントライト	1 列	1,020	
		ロアホリゾントライト	1 列	530	
		ボーダーライト	1 列	820	
		サスペンションライト	1 列	1,020	
		シーリングライト	1 列	1,600	
		シーリングライト (リング上)	1 列	820	
		スタンド式ライト	1 組	260	
	クセノンピンスポットライト	1 台	5,570		
	映 像 設 備	ビデオセット	1 式	890	
		オーバーヘッドプロジェクター	1 台	890	
	ス ポ ー ツ 用 具 等	テニス用具	1 式	600	ボール及びラケットを除く。
		バレーボール用具	1 式	600	ボールを除く。
		バドミントン用具	1 式	380	シャトルコック及びラケットを除く。
バスケットボール用具		1 式	1,900	ボールを除く。	

		卓球用具	1 式	760	ボール及びラケットを除く。
		ハンドボール用具	1 式	580	ボールを除く。
		電光表示盤	1 式	5,330	2 面 1 式
	その他	ピアノ	1 台	4,050	
会議場	音響設備	マイクロホン	1 本	530	
		無線式音声受信機	1 台	80	
		コンパクトディスクプレーヤー	1 台	900	
		カセットテープレコーダー	1 台	900	
	照明設備	ピンスポットライト	1 台	1,400	
	映像設備	ビデオプロジェクター200インチ	1 台	5,440	
		ビデオプロジェクター100インチ	1 台	3,720	固定式
		ビデオプロジェクター100インチ	1 台	3,720	移動式
		液晶プロジェクター6,000ルーメン	1 台	2,930	
		液晶プロジェクター3,200ルーメン	1 台	790	
		16mm映写機	1 台	2,340	
		スライド映写機	1 台	2,320	固定式
		スライド映写機	1 台	1,450	移動式
		カラーテレビ37型	1 台	1,740	
		プラズマディスプレイ50型	1 台	1,120	
		モニターテレビ	1 組	1,860	4 台卓組込み
		VHS ビデオデッキ 1	1 台	910	
		VHS ビデオデッキ 2	1 台	430	
		β ビデオデッキ	1 台	490	
		コンパチビデオデッキ	1 台	740	
		教材提示装置	1 台	1,090	
		レーザーディスクプレーヤー	1 台	440	
		カラーテレビカメラ	1 台	1,690	
	オーバーヘッドプロジェクター	1 台	1,330		
	その他	レーザーポケットマーカー	1 台	130	
ポータブルステージ		1 台	420		

備考1 9時から13時まで、13時から17時まで又は17時から21時までの使用の場合はそれぞれ1回、9時から17時まで又は13時から21時までの使用の場合はそれぞれ2回、9時から21時までの使用の場合は3回使用したものとす。

2 9時前に使用する場合又はやむを得ない理由によりあらかじめ許可された時間を超えて使用する場合にあっては、その使用時間4時間までごとに1回の利用料金を徴収する。

2 利用料金の適用年月日

平成25年4月1日